

令和3（2021）年度畜産情報活用推進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出需要が低迷する一方、家庭内需要が高まっている。また、食肉輸入量が増加し、低価格な食肉が広がる中、食肉生産関係者が一丸となって、需要の変化に対応するとともに、持続的かつ発展可能な食肉生産に取り組む必要がある。

そのためには、県産食肉の品質及び生産性を向上させることでブランド化を達成し、競争力を高める必要があることから、本県における現状や課題等を関係者間で共有するとともに、とちぎ食肉センターや食肉衛生検査所、並びに各家畜保健衛生所がそれぞれ保有する情報を一元化することによりビッグデータ化し、これらを活用した取組は効果的である。

そこで、活用方針を検討するための調査や分析は民間事業者へ委託することとし、本件は高度な知識や技術が要求される設計及びコンサルティング業務など、提案の内容が重要な意味を持つことから、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

（1）業務名

畜産情報活用推進事業業務

（2）業務内容

別紙「畜産情報活用推進事業業務委託仕様書」のとおり。

（3）契約期間

契約締結日から令和4（2022）年3月31日（木）まで

（4）委託料限度額

13,992,600円（消費税及び地方消費税額を含む。）

（5）担当所属及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

- ・所属：栃木県農政部畜産振興課家畜防疫班（栃木県庁本館13階）
- ・住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番地20号
- ・電話：028-623-2352／FAX：028-623-2353
- ・E-mail：chikusan@pref.tochigi.lg.jp

※受付時間：土日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時
までを除く）

3 プロポーザルに参加するために必要な資格

次の要件を全て満たす民間企業、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項にいう特定非営利活動法人）、その他法人又は法人以外の団体等で、県からの委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

（2）競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有

する者であること。

- (3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付会計第 129 号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 地方公共団体等が発注した類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 3 年 7 月 30 日（金）
イ 実施内容等に関する質問書受付期限	令和 3 年 8 月 6 日（金）
ウ 質問に対する回答	令和 3 年 8 月 10 日（火）
エ 参加表明書の提出期限	令和 3 年 8 月 11 日（水）[必着]
オ 企画提案書等の提出期限	令和 3 年 8 月 18 日（水）[必着]
カ プロポーザル審査会（プレセッション）	令和 3 年 8 月下旬を予定
キ 審査結果の通知・公表	令和 3 年 8 月下旬を予定

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和 3 年 7 月 30 日（金）～令和 3 年 8 月 11 日（水）
- イ 配布場所：上記 2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。

URL：

https://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/chikusanzyouhoukatuyouzigyou_proposal.html

(2) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 4）により電子メール又は FAX により提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和 3 年 8 月 6 日（金） 17 時必着
- イ 質疑方法：電子メール又は FAX により、2（5）に提出すること。
- ウ 回答期日：令和 3 年 8 月 10 日（火）
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）イの URL）に掲載する。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 1）、会社等概要書（別記様式 2）、統括責任者及び担当者報告書（別記様式 3）を作成し、持参又は書留郵便により提出することとし、令和 3（2021）年 8 月 11 日（水）17 時必着とする

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 3 年 8 月 18 日（水）17 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～キに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 提出書類は以下のとおりとする。

- (ア) 応募申請書（別記様式 5）
- (イ) 企画提案書（任意様式）
- (ウ) 積算書（任意様式）
- (エ) その他の参考資料

イ 提出部数 各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

ウ 提出期限 令和 3 年 8 月 18 日（水）17 時必着とする。

エ 提出方法 持参又は書留郵便により提出すること。

オ 企画提案書の用紙は、原則として A4 版用紙を使用することとし、A3 版用紙を使用する場合には、A4 版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

カ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

- (ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）
- (イ) 実施計画及び全体のスケジュール
- (ウ) 業務遂行人員体制
- (エ) 類似事業の業務実績
- (オ) 見積額

キ その他

(ア) 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

(イ) 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区分する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(ウ) 応募申請書提出期限経過後の書類の差し替えは認めない。

(エ) 応募に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(オ) 応募申請書等の書類は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

5 審査方法等

(1) 審査方法、審査基準及び契約候補者の選定

県が設置する選定委員会が、審査基準に基づき参加表明者から提出された企画提案書等に基づき審査する。審査基準等は別紙「畜産情報活用推進事業業務審査基準」のとおりとする。プレゼンテーションの開催日時、場所及び実施方法等については、参加者に対し別途通知する。

なお、書類審査で足りると選定委員会の長が判断した場合や新型コロナウイルス感染拡大対策への対応が必要な場合はプレゼンテーションを実施しないこともあり得る。

プレゼンテーションを実施しない場合についても、参加者に対し別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に、選定委員会後1週間以内に文書で結果を通知するとともに、県ホームページで公開する。

6 契約手続

(1) 契約候補者と県の間で、委託内容、経費等について契約の交渉を行い、協議が調った場合は委託契約を締結する。

(2) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

7 その他

(1) 事業の成果は全て県に帰属する。

(2) 応募に必要な経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。